

令和 8 年第 9 回 教育委員会会議
議案書

吉川市教育委員会

令和 8 年第 9 回吉川市教育委員会会議

付議案件等一覧

番号	議案等番号	件名
1	第31号議案	令和 9 年度当初吉川市教職員人事異動方針及び令和 9 年度当初吉川市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項について
2	第32号議案	令和 8 年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について

第 3 1 号議案

令和 9 年度当初吉川市教職員人事異動方針及び令和 9 年度当初吉川市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項について

「令和 9 年度当初吉川市教職員人事異動方針」（別紙）及び「令和 9 年度当初吉川市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」（別紙）を定めることについて、議決を求める。

令和 8 年 9 月 2 4 日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

提案理由

埼玉県教育委員会教育長から「令和 9 年度当初教職員人事異動方針について（通知）」[令和 8 年 8 月 1 9 日付教県第 4 3 7 号]、「令和 9 年度当初市町村立小・中学校等教職員人事異動方針細部事項について（通知）」、[令和 8 年 8 月 1 9 日付教小第 2 7 6 号] が各市町村教育委員会教育長に通知されたことを受け、本市教育委員会としての方針等を定めるため、この案を提案するものである。

吉川市教育委員会

1 基本方針

埼玉県教育委員会の令和 9 年度当初教職員人事異動方針（教県第 4 3 7 号 令和 8 年 8 月 1 9 日）に基づき、吉川市の基本方針を策定した。

- （１）吉川市教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- （２）吉川市教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- （３）教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努める。
- （４）吉川市の教育水準の向上を図るため、全市的視野から長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施する。
- （５）新規採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- （６）役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、全市的視野から適切な配置に努める。
- （７）女性教職員の個々の能力、適性等を考慮し、管理職への積極的な登用に努める。
- （８）障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- （１）魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- （２）人事異動に当たっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- （３）教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- （４）学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- （５）校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 登用

校長、教頭及び主幹教諭は、有資格者の中から、全県的視野の下に真にその職に適する者を登用する。

また、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流

教職員の視野を広げ、教職員組織を活性化するため、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等との間の人事交流を積極的に行う。

令和9年度当初吉川市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項

吉川市教育委員会

令和9年度当初吉川市立小・中学校教職員人事異動は、「令和9年度当初吉川市教職員人事異動方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 基本方針関係

(1) 新規採用教職員

新採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して、全市的視野に立つて行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する吉川市教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

(3) 役職定年後の教職員

役職定年後の教職員は、当分の間、役職定年時における勤務校を吉川市教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

2 転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア 同一校在職3年未満の者

イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ 休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6) 学校栄養職員については、配当定数並びに給食施設の設置、廃止及び改修に関する計画に留意しながら、共同調理場相互の異動に限ることなく、地域の実情に応じて各学校間での異動を積極的に推進する。

- (7) 児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努める。
- (8) 大規模校及び吉川市立吉川中学校については、将来一時的に異動が集中しないよう、長期的展望をもって計画的な人事異動を行う。
- (9) 新設校あるいは通学区域に変更等のある学校については、管理職を含めて教職員組織の充実を図る。
- (10) 新規採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として市町村間の異動を行う。
- (11) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。
特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。
- (12) 過員を調整するための異動については、優先して行う。
特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。
また、小・中学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して行う。
- (13) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。
また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。
- (14) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。
- (15) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。
- (16) 小中学校9年間を一貫した教育の推進を図るために、小・中学校間の異動に努める。
- (17) 女性教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。
- (18) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。
- (19) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。
- (20) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

3 登用関係

- (1) 主幹教諭への登用は、教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
- (2) 管理職への登用は、校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から行う。
その際、広域的視野から、他の市町村教育委員会管内及び他の教育事務所管内からの登用を積極的に推進する。
なお、女性教職員の管理職への積極的な登用に努めるとともに、若手教職員の管理職への登用に努める。

4 人事交流関係

国立大学法人埼玉大学附属学校及びさいたま市立学校との人事交流については、埼玉県教育委員会と関係機関が協議の上行う。

5 その他

(1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

ア 吉川市教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

イ 吉川市教育委員会及び校長は、大規模校及び生徒数が毎年増加し続けている吉川市立吉川中学校の長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

ウ 吉川市教育委員会及び校長は、学校の統廃合が行われる場合、円滑な接続を図るため、計画的な人事異動計画を立案する。

(2) 退職

ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところによるものとする。

イ 勧奨退職については、学校職員勧奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。
令和8年度、退職の勧奨は原則行わない。ただし、勧奨退職制度を廃止するものではないことから、退職を願い出た者の中で、当該制度の趣旨に沿う場合には柔軟に対応する。

なお、学校職員勧奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和8年12月8日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

第32号議案

令和8年度吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について
吉川市教育委員会事務局職員の人事異動について議決を求める。

令和8年9月24日提出

吉川市教育委員会教育長 清水孝二

提案理由

令和8年10月1日付けで職員の人事異動を別紙のとおり行いたいので、この案を提出するものである。